

7 保險年金

◆ 国民健康保険

(1) 被保険者

ア. 加入状況

令和 4 年度末 (68, 502 名) に比べ令和 5 年度末は被保険者数が 5. 2% 減少している。

(令和 5 年度末現在)

月 区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
一般被保険者	69, 012	68, 777	68, 221	67, 927	67, 540	67, 307	66, 867	66, 400	66, 019	65, 575	65, 229	64, 973

注：被保険者数は各月末時点とする。

：平成 20 年 3 月に退職者医療制度が廃止されたことに伴い、経過措置の対象者が令和 2 年 3 月までに一般被保険者に切り替わったため、令和 2 年度以降は対象者なし。

イ. 月別異動届出状況

(令和 5 年度末現在)

月 項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
取得届	1, 684	926	828	854	804	943	900	750	722	870	786	884	10, 951
喪失届	981	851	1, 033	747	780	790	926	785	702	810	707	817	9, 929
世帯変更	54	41	39	23	33	45	42	40	44	40	33	54	488
住所変更	100	84	69	73	85	68	88	74	94	73	69	78	955
世帯主変更	118	84	82	92	90	70	82	84	93	114	86	113	1, 108
(学) 開始	13	2	0	0	2	2	0	3	0	1	1	4	28
(学) 廃止	1	1	1	0	1	1	1	1	0	1	0	3	11
再交付	89	90	66	70	148	101	117	87	55	78	68	60	1, 029
その他	7	1	6	3	2	1	2	2	0	1	4	2	31
合計	3, 047	2, 080	2, 124	1, 862	1, 945	2, 021	2, 158	1, 826	1, 710	1, 988	1, 754	2, 015	24, 530

ウ. 保険税率及び賦課限度額

(令和 5 年度)

区分	医療保険分	後期高齢支援分	介護保険分
所得割率(%)	5. 85	1. 90	1. 84
均等割額(円)	26, 100	9, 000	9, 400
平等割額(円)	22, 000	6, 500	5, 800
賦課限度額(円)	650, 000	220, 000	170, 000

注：介護保険分は、国保に加入している 40 歳から 64 歳のみ

(2) 保険給付

疾病・負傷に対し、保険医療機関で診療・薬剤または治療材料の支給・処置・手術・その他の給付を受けたとき、費用額の 7 割を現物給付する。

義務教育就学前及び 70 歳以上は 8 割。ただし、70 歳以上現役並み所得者は 7 割。

ア. 療養費

緊急その他やむを得ない理由により国保を扱っていない医療機関にかかったとき、保険証を持たずに治療を受けたとき、医師が認めた治療用装具(コルセットなど)を購入したときに、自己負担分を除いた金額を申請に基づき現金支給する。

イ. 高額療養費

窓口での自己負担が高額になったとき、自己負担限度額を超えた金額を、申請に基づき支給する。

ウ. 出産育児一時金

被保険者が出産したとき、産科医療補償制度の対象分娩の場合は、当該世帯主に対し 500,000 円（産科医療補償制度の非対象分娩の場合、支給額は 488,000 円）を申請に基づき支給する。

エ. 葬祭費

被保険者が死亡したとき、その葬祭を行った者に対し 50,000 円を、申請に基づき支給する。

オ. 保険給付費額実績

（単位：円）

項目	令和 4 年度	令和 5 年度	対前年比	
一般療養給付費	19,894,626,833	19,635,932,179	△258,694,654	98.70%
退職療養給付費	16,590	—	△16,590	—
一般療養費	152,709,217	147,102,757	△5,606,460	96.33%
退職療養費	—	—	—	—
審査支払手数料	62,480,832	60,058,893	△2,421,939	96.12%
一般高額療養費	2,721,160,546	2,809,477,787	88,317,241	103.25%
退職高額療養費	—	—	—	—
一般高額介護合算療養費	3,855,844	2,794,575	△1,061,269	72.48%
退職高額介護合算療養費	—	—	—	—
一般移送費	—	—	—	—
退職移送費	—	—	—	—
出産育児一時金	69,902,714	72,454,710	2,551,996	103.65%
葬祭費	20,450,000	19,550,000	△900,000	95.60%
傷病手当金	5,530,210	76,140	△5,454,070	1.38%
保険給付費合計	22,930,732,786	22,747,447,041	△183,285,745	99.20%

◆ 後期高齢者医療制度

(1) 被保険者

平成 20 年 4 月 1 日から後期高齢者医療制度が施行された。令和 4 年度末(53,642 名)に比べ令和 5 年度末は被保険者数が 5.8%増加している。

（令和 5 年度末現在）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
被保険者数	53,972	54,129	54,348	54,616	54,814	55,078	55,307	55,579	55,804	56,243	56,499	56,776

注：被保険者数は各月末時点とする

(2) 保険料率及び賦課限度額

後期高齢者医療制度の保険料率は原則、都道府県内は均一の保険料率を用いる。また、その保険料率は2年に1回見直す仕組みになっている。

区分 \ 年度	2、3	4、5
所得割率(%)	9.64	9.57
均等割(円)	48,765	49,398
賦課限度額(円)	640,000	660,000

◆ 国民年金

老齢の世代に年金を支給して経済的に援助する世代間の支え合いの制度。市町村では法定受託事務として、第1号被保険者に係る届出の受理及び報告のほか、任意加入の申出、裁定請求、保険料免除・学生特例・納付猶予に係る申請等の受理及び報告を行っている。

(1) 被保険者

(令和5年度)

区分 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1号被保険者	33,256	33,255	33,239	33,458	33,668	33,896	33,936	34,179	34,293	34,352	34,640	34,786
任意加入被保険者	444	428	423	424	425	436	430	429	421	419	426	436
3号被保険者(被扶養者)	32,499	32,350	32,247	32,143	32,003	31,874	31,779	31,673	31,555	31,388	31,317	31,204
合計	66,199	66,033	65,909	66,025	66,096	66,206	66,145	66,281	66,269	66,159	66,383	66,426

注：被保険者数は各月末時点とする

(2) 保険料の免除者数

所得が少ないなどで保険料の納付が困難な場合に、承認を受けると納付が免除あるいは猶予される。

区分 \ 年度	被保険者数	第1号(強制) 被保険者数(A)	免除者数					免除率(%) (B)/(A)
			法定免除	申請免除	学生特例	納付猶予	計(B)	
4	68,114	35,001	3,209	4,437	3,951	1,636	13,233	37.81
5	66,426	34,786	3,265	4,280	3,870	1,666	13,081	37.60
前年対比(%)	97.52	99.39	101.75	96.46	97.95	101.83	98.85	...